

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 28 年 9 月 30 日・東京都規則第 206 号

1 概要

(1) 改正理由

一の建物等とみなす近隣の建物等に係る規定について、建物等の開発形態の多様化に適切に対応するため、所要の改正を行う必要がある。

(2) 改正内容

隣接・近接する建物等において、所有者が同一の場合に一事業所とみなし、特に「建物同士」が隣接・近接する場合にあっては、主要な使用者も同一である場合に限り一事業所とみなすと規定する規則第3条の6について、「建物同士」が隣接・近接する場合以外にも、主要な使用者が同一である場合等に、建物の機能的一体性の観点から適切な事業所範囲を設定できるよう規定を整備する。

2 施行日

公布の日

3 問合せ先

環境局地球環境エネルギー一部総量削減課

03-5388-3465